

消費者団体訴訟法案要綱

平成20年8月28日

第一 目的等

一 目的

消費者の被害の発生又は拡大を防止すること及び消費者に被害が発生した場合において適切かつ迅速な救済を行うことの重要性にかんがみ、適格消費者団体による差止請求及び損害賠償等団体訴訟に関し必要な事項を定めることにより、消費者の権利利益の擁護を図る。

- * 悪徳事業者等による消費者の被害の救済を図るため、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度を導入する。
- * 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例等に関する規定に加え、適格消費者団体の登録及び監督に関する規定、差止請求（消費者契約法、景表法及び特商法上の差止請求）に係る訴訟手続の特例を単行法として整備する。
- * 適格消費者団体の登録及び監督に関する事務は、内閣総理大臣から消費者権利官に移管する。
- * 損害賠償等団体訴訟に関しては、平成18年に民主党が提出した「消費者契約法の一部を改正する法律案（第164回国会衆法第19号）」の規定に加えて、適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟の追行の許可前であっても仮差押命令の申立てをすることができる特例を追加。

二 適格消費者団体

適格消費者団体とは、第二の一の消費者権利官の登録を受けた消費者団体をいう。

三 差止請求

1 適格消費者団体は、次に掲げる差止請求を行う。

- ① 消費者契約法第12条の規定による請求
- ② 不当景品類及び不当表示防止法第11条の2の規定による請求
- ③ 特定商取引に関する法律第58条の4から第58条の9までの規定による請求

- * 差止請求に関する実体規定は、現行法どおり、個別の法律に規定する。
 - * ②及び③は、第169回国会で成立した消費者契約法等の一部を改正する法律で導入（未施行）
- 2 消費者契約法の差止請求については、現行法の①及び②に加え、③から⑤までについても差止請求をすることができることとする。

- ① 消費者契約法第4条第1項から第3項までに規定する勧誘行為
- ② 消費者契約法第8条から第10条までに規定する条項を含む契約の締結の意思表示
- ③ 民法第90条の規定により無効とされる消費者契約の条項を含む契約の意思表示
- ④ 詐欺行為又は強迫行為を含む消費者契約の締結についてする勧誘行為
- ⑤ ②又は③の意思表示を行うことを推薦し、又は提案する行為

- * 今回の改正において、平成18年民主党案と同様に差止請求の対象拡大を盛り込むこととした。

3 差止請求は、当該差止請求と内容及びその相手方が同一である他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る確定判決等が既に存在するときであっても、することができる。

- *他の適格消費者団体が差止請求に係る訴訟を提起している場合においても、同一の行為について異なる観点から差止請求をすべき場合もあることから、差止請求の行使の制限を緩和するものとする（平成18年民主党案に同じ。）

四 損害賠償等団体訴訟

- 1 適格消費者団体は、裁判所の許可を得て、自己の名をもって、損害賠償等団体訴訟の追行をすることができる。

損害賠償等団体訴訟とは、共同の利益を有する多数の消費者のために事業者又はその事業の利益のためにする行為を行った役員に対し損害賠償請求権その他の金銭債権に係る給付を求める訴えであって、当該消費者の意思に基づくことなく提起されるものをいう。

※ 消費者とは、個人（事業として若しくは事業のためにした行為又は労働関係に関する事項に起因して受けた不利益が訴えに係る請求の原因となった場合におけるものを除く。）をいう。

※ 事業者とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が訴えに係る請求の原因となった場合における個人をいう。

- 2 適格消費者団体は、損害賠償等団体訴訟に係る損害賠償請求権等の実現を保全するため、1の許可前であっても、仮差押えの申立てをすることができる。

*適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟により、悪質な事業者等の違法収益をなく奪し、消費者の被害を回復できるようにする（平成18年民主党案に同じ）。

*消費者権利官は、このような適格消費者団体の訴訟に対する支援（資料の閲覧等、訴訟参加）を行う。

*なお、平成18年民主党案は、損害賠償等団体訴訟の対象を「消費者契約に関して事業者等に対して有する損害賠償請求権その他の金銭債権」に限定していたが、消費者契約に関しない不法行為類型にも拡大する。また、法人事業者の役員に対する請求も可能にする。

第二 適格消費者団体

一 適格消費者団体の登録等

- 1 差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務（以下「消費者団体訴訟業務」という。）を行おうとする者は、消費者権利官の登録を受けなければならない。
- 2 消費者権利官は、適格消費者団体の登録の申請があったときは、当該団体が登録拒否の要件に該当する場合を除き、適格消費者団体登録簿に登録しなければならない。
- 3 登録拒否の要件は、次のとおりとする。
 - ① 法人でない者、営利を目的とする法人
 - ② 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の権利利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的としない法人
 - ③ 定款又は業務規程が法令に適合しない法人
 - ④ その業務を行う役員の一部数が特定の事業者等と関係を有している法人

- ⑤ この法律その他消費者の権利利益の擁護に関する法律で消費者権利院規則で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団員等と関係を有する法人
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 役員に成年被後見人、破産者で復権を得ないもの等がある法人
- ⑨ 消費者団体訴訟業務を遂行するために必要と認められる消費者権利院規則で定める基準に適合する財産的基礎又は人的構成を有しない法人

4 適格消費者団体の登録の有効期間は5年とし、更新することができる。

* 認定制を登録制に改めること等により、適格消費者団体の要件を緩和し、適格消費者団体の数を大幅に増加させる（平成18年民主党案に同じ）。

* 今回の改正案においては、適格消費者団体と消費者権利官との連携を円滑に行うため、消費者権利官が適格消費者団体の登録・監督を行うこととした。

二 差止請求関係業務

現行の消費者契約法にならい、差止請求関係業務に関し、所要の規定を整備する。

* 平成18年民主党案に同じ。

三 損害賠償等団体訴訟関係業務

適格消費者団体の業務に損害賠償等団体訴訟関係業務を加える。

* 平成18年民主党案に同じ。ただし、損害賠償等団体訴訟の追行を円滑に行えるよう、消費者の個人情報の利用については、個人情報保護法の原則によることとする。

四 経理

区分経理、消費者団体訴訟業務に係る財産上の利益の処分方法等について、所要の規定を設ける。

* 平成18年民主党案に同じ。ただし、七の強制執行等の制限に関する規定を新設することに伴い、経理の区分を変更する。

五 監督

報告及び立入検査、改善命令、登録の取消し等適格消費者団体の監督に関し、所要の規定を整備する。

* 平成18年民主党案に同じ。

六 適格消費者団体に対する財政上の支援

国及び地方公共団体は、適格消費者団体が差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務の実施に必要な資金の確保に努めるものとする。

* 適格消費者団体の財政基盤を充実させ、その活動を促進するため、平成18年民主党案と同様に、国又は地方公共団体が適格消費者団体の業務の実施に必要な資金の確保に努めることとした。

七 判決等に関する情報の公表

消費者権利官は、適格消費者団体からの報告を受けて、差止請求又は損害賠償等団体訴訟に関し、その判決等の公表を行うものとする。

八 強制執行等の制限

適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟の確定判決等に基づく弁済として受領した財産や費用の前払として受けた財産等に対しては、損害賠償等団体訴訟に関し生じた債権に基づく場合を除き、強制執行、滞納処分等を行うことができないものとする。

* 第三者からの強制執行等を制限し、適格消費者団体が消費者に対する配当を確実に実施できるようにする。

第三 差止請求に係る訴訟手続の特例

差止請求権の行使の制限を緩和すること（第一の三の3）に伴い、所要の規定の整備を行う。

* このほか、差止請求に係る訴訟手続の特例に関する規定については、基本的に現行法の規定のとおりとする。

第四 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例等

一 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例

1 損害賠償等団体訴訟の提起

- (1) 損害賠償等団体訴訟の提起は、訴状に、損害賠償等団体訴訟である旨及び当該損害賠償等団体訴訟に係る対象消費者の範囲を記載してする。
- (2) 損害賠償等団体訴訟に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

2 訴訟の追行の許可

裁判所は、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟が次の要件のいずれにも該当するときは、当該損害賠償等団体訴訟の追行の許可の決定をする。

- ① 当該損害賠償等団体訴訟に係る訴訟の目的が、共同の利益を有する多数の消費者の有する損害賠償請求権その他の金銭債権であるとき。
- ② 当該損害賠償等団体訴訟の追行が、当該損害賠償等団体訴訟に係る対象消費者による訴えの提起その他の方法に比して、当該対象消費者の権利の実現上有利であると認められるとき。
- ③ 当該適格消費者団体によれば、適切に当該損害賠償等団体訴訟の追行をすることができると認められるとき。

3 裁判所による公告

裁判所は、2の許可の決定をしたときは、直ちに、当該決定に係る損害賠償等団体訴訟の請求の趣旨及び原因の要旨、対象消費者の範囲その他所要の事項を官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他最高裁判所規則で定める方法で公告しなければならない。

4 除外の申出

対象消費者は、除外申出期間内に、裁判所に対して、除外の申出を書面によりす

ることができる。

5 対象消費者の範囲の変更

裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、対象消費者の範囲を変更することができる。ただし、控訴審においては、相手方の同意がある場合に限る。

6 訴訟の追行の許可の取消し

裁判所は、適格消費者団体が適切に損害賠償等団体訴訟の追行をしないときその他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、訴訟追行の許可を取り消すことができる。

7 訴訟手続の中断及び受継

- (1) 訴訟の追行の許可の取消し等により、損害賠償等団体訴訟を追行するすべての適格消費者団体が当該損害賠償等団体訴訟を追行することができなくなったときは、その訴訟手続は中断する。
- (2) 裁判所は、申立て又は職権により、当該損害賠償等団体訴訟を受け継ぐべき適格消費者団体を指定するものとする。
- (3) 裁判所は、(2)の指定をすることができないときは、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

8 職権証拠調べ

損害賠償等団体訴訟においては、裁判所は職権で証拠調べをすることができる。

9 相当な損害額の認定

損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

10 訴えの取下げ等についての裁判所の許可

適格消費者団体は、裁判所の許可を得なければ、損害賠償等団体訴訟に係る訴えの取下げ、請求の放棄、裁判上の和解又は上訴の取下げをすることができない。

11 確定判決の効力が及ぶ者の範囲等

損害賠償等団体訴訟の確定判決は、対象消費者（4の除外の申出をした者を除く。）に対してもその効力を有する。

- * 消費者の権利利益が害されることがないように、裁判所による訴訟追行の許可、公告、職権証拠調べ等、訴訟手続の特例を設ける。
- * 訴訟手続の受継に関しては、損害賠償等団体訴訟の追行による消費者の権利利益を重視し、職権で、訴訟手続を受け継ぐべき適格消費者団体を指定できることとした。
- * 平成18年民主党案において「総員」と定義していたものを「対象消費者」とする等の形式的な修正をした。

二 損害賠償等団体訴訟に係る仮差押命令申立て手続の特例

1 申立ての要件

損害賠償等団体訴訟の追行の許可前であっても、一の2に該当する事実を疎明し

て仮差押命令の申立てをすることができる。

2 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例の規定の準用

一の1(1)及び9の規定は、損害賠償等団体訴訟に係る仮差押命令の申立て手続に準用する。

*今回の改正案においては、訴訟追行の許可前であっても、仮差押命令の申立てができることとし、悪質な事業者等の財産散逸を防止できるようにした。また、訴訟追行の許可の要件を疎明させることとし、不当な仮差押命令の申立てがされることのないようにしている。

三 配当手続

1 裁判所による監督

配当手続に係る事件は、第一審裁判所が監督する。

2 裁判所による指定

裁判所は、適格消費者団体について当該適格消費者団体の追行に係る損害賠償等団体訴訟において確定した損害賠償請求権その他の金銭債権の管理又は配当を適切に行っていないときその他重要な事由があるときは、その地位を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

3 報酬等

適格消費者団体は、裁判所の許可を得て、損害賠償等団体訴訟に係る確定判決等に基づいて支払われた金銭及びその金銭に付される利息のうちから、配当手続のため必要な費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けすることができる。

4 配当計画の提出

適格消費者団体は、配当を行おうとするときは、次の事項を記載した配当計画を裁判所に提出しなければならない。

- ① 配当に加えるべき対象消費者の範囲
- ② 確定判決等に基づいて支払われた金銭及びその金銭に付される利息の総額
- ③ ②のうち配当に充てることができる金額
- ④ 配当の基準及びその方法
- ⑤ 権利の届出をすべき期間及びその方法
- ⑥ 権利の確認の方法
- ⑦ 権利に関する紛争の処理に関し必要な事項
- ⑧ その他最高裁判所規則で定める事項

5 配当計画認可の決定

(1) 裁判所は、提出された配当計画が次のいずれにも該当するときは、配当計画認可の決定をしなければならない。

- ① 配当計画が法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものであること。
- ② 配当計画の内容が確定判決等に基づいていること。
- ③ 配当計画の内容が公正かつ衡平であること。

(2) 裁判所は、配当計画認可の決定があったときは、配当計画の内容等を公告するものとする。

6 配当計画の実施等

- (1) 配当計画認可の決定があったときは、適格消費者団体は、速やかに、配当計画を実施しなければならない。
- (2) 適格消費者団体は、配当が終了した場合において、配当可能な金額に相当する金銭に残余があるときは、国庫に納付しなければならない。
- (3) 適格消費者団体は、配当が終了した場合は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

*配当手続については、裁判所による配当計画の認可を必要とすること等により、公正かつ衡平な配当を確保する（平成18年民主党案に同じ）。

第五 罰則

適格消費者団体の役職員が差止請求又は損害賠償等団体訴訟の相手方から差止請求の不行使又は損害賠償等団体訴訟の追行をしないこと等の報酬として財産上の利益を受けた場合等について、所要の罰則を設けるものとする。

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成21年4月1日から（特定商取引に関する法律の差止請求に係る部分は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から）施行する。

二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に伴う経過措置及び関係法律の整備について所要の規定を整備する。

三 検討

国は、この法律の施行後5年を目途として、消費者の被害の状況、適格消費者団体による差止請求及び損害賠償等団体訴訟の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。